

## 金沢都市計画地区計画の決定(金沢市決定)

都市計画サンシャイン金沢・安原地区地区計画を次のように決定する。

名 称	サンシャイン金沢・安原地区 地区計画	
位 置	金沢市下安原町西及び打木町東の各一部	
面 積	約 1. 5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、市街化調整区域として、現在及び将来の土地利用に著しく悪影響が及ばないよう秩序ある都市環境の誘導・形成を図ることにより、快適で潤いのあるまちづくりの実現を目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>低層の戸建住宅を主体として、近隣住民の日常生活に必要なサービスの提供もできる地区とする。</p> <p>建築物等の整備方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、本地区の土地利用にふさわしい街区形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限などを行う。</p>	
地 区 整 備 計 画	<p>建 築 物 等 に 関 す る 事 項</p> <p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる用途以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専用住宅</li> <li>2. 併用住宅（ただし、併用部分は次号に掲げるものに限る）           <p>(1) 建築基準法施行令第130条の3第1項各号に掲げる店舗、事務所等で床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下のもの</p> </li> <li>3. 前2項に附属する自動車車庫、物置その他これらに類するもので、床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下のもの</li> <li>4. 診療所</li> </ol> <p>建築物の容積率の最高限度</p> <p>150 %</p> <p>建築物の建ぺい率の最高限度</p> <p>60 %</p> <p>ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物は70%とする。（角地緩和）</p> <p>建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>150 m<sup>2</sup></p>	

地 区 整 備 計 画	建築物等の 壁面の位置 の制限	<p>1. 道路境界線及び隣地、公園、水路（以下「隣地等」という。）の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離（以下「壁面等後退距離」という。）は、0.8m以上とする。</p> <p>2. 次の各号に掲げるものについては、前項の規定の適用を除外することが出来る。</p> <p>(1) 道路境界線からの壁面等後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下で、かつ、軒高2.3m以下の独立した車庫</p> <p>(2) 隣地等境界線からの壁面等後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下で、かつ、軒高2.3m以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するもの</p> <p>(3) 隣地所有者の承諾がある場合は、壁面等後退距離を0.5m以上とすることができます。</p>
	建築物等の 高さの 最高限度	<p>10m</p> <p>階数は、地階を除き2以下とする。</p>
	建築物等の 形態又は意 匠の制限	<p>周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないもので次に掲げるものとする。</p> <p>1. 建築物等の外壁の色は、グレー、茶系を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶、濃緑、濃紺系を基調とした落ち着きのある色調とする。</p> <p>2. 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 表示面を含め、壁面等後退距離の範囲内に設けない。</p> <p>(2) 屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(3) 広告物の設置高さは6m以下とする。</p> <p>(4) 広告物の全体表示面積は3m<sup>2</sup>以下とする。</p> <p>3. 敷地地盤の盛土は前面道路面から0.3m未満とする。 ただし、植栽のために行う部分的な盛土は0.6m以下とする。</p>
	垣又はさく の構造の制 限	<p>1. 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。ただし、壁面等後退距離の範囲外に設けるものはこの限りではない。</p> <p>(1) 生垣又は植栽を基本とする。</p> <p>(2) 透過性のあるフェンスで、全体の高さが1.5m以下のもの</p> <p>(3) コンクリートブロック、レンガ、石等の高さは0.6m以下とする。ただし、主要地方道金沢美川小松線に面する部分については、高さを1.0m以下とする。</p>
理 由		市街化調整区域における開発行為区域内において、建築物等の適正な誘導と秩序ある都市環境の形成を図るため、地区計画を決定する。



松任都市計画図

森本松任線  
外環状道路海側幹線

サンシャイン金沢・安原地区  
地区計画  
 $A=1.5\text{ha}$

# 地区計画 計画図



1:2500

